

# あだち

令和5年3月1日発行・通巻第344号



## 花香満杯

撮影者 丹羽 孝之



### 撮影地 鋸南町（千葉県）

鋸南町の特産物として知られる日本水仙の歴史は古く、江戸時代の安政年間（1854～60年）には、房州から船で江戸に出荷され武家屋敷や町屋等に「元名（もとな）の花」として売られ高貴な花として好評を得た、との記録があります。

# 令和5年度 税制改正大綱

—法人会の税制改正提言—

## ～中小企業向けの軽減税率や投資促進税制、経営強化税制の2年延長、インボイス制度における各種特例措置など～

政府は、令和4年12月23日に令和5年度税制改正大綱を閣議決定しました。法人会が提言していた法人税の軽減税率の特例期限の延長は実現され、インボイスについては影響が大きい改正となりました。また、NISAや相続時精算課税制度、電子帳簿保存法も改正され注目論点が多い年となっています。主な内容をお知らせします。

### 法人税関係

#### (1)オープンイノベーション促進税制の見直し

対象となる特定株式について、発行人以外からの購入により取得して議決権の過半数を有することになる場合まで拡大されました。従来は払込みによる場合の上限額は引き下げられています。

	払込みによる取得	発行人以外からの購入
投資金額の下限額	大企業1億円以上 中小企業1千万円以上 海外企業5億円以上	5億円以上 海外企業は対象外
投資金額の上限額	50億円	200億円
特定事業活動の継続期間	3年	5年

#### (2)研究開発税制の見直し

一般試験研究費の額にかかる税額控除制度については、下限を2%から1%に引き下げ、上限を10%から14%に引き上げ、適用期限は3年間延長されます。試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合の税額控除率の特例及び控除税額の上乗せの特例の適用期限は3年間延長されます。

中小企業技術基盤強化税制については、増減試験研究費割合が12%を超える場合に引き上げられます。税額控除率の12%に、増減試験研究費割合から12%を控除した割合に0.375を乗じた割合を加算します。試験研究費割合が10%超の場合の上乗せ措置については従来通りです。

特別試験研究費に対する税額控除制度については、①対象となる特別試験研究費の額に、特別新事業開拓事業者との共同研究及び特別新事業開拓事業者への委託研究に係る試験研究費の額を加えられます。税額控除率は25%とされます。②対象となる特別試験研究費の額に、一定の要件を満たす新規高度研究業務従事者に対する人件費が含まれます。税額控除率は20%とされます。③対象となる特別試験研究費の範囲から、研究開発型ベンチャー企業との共同研究及び研究開発型ベンチャー企業への委託研究に係る試験研究費が除外されます。

#### (3)中小企業等の法人税の軽減税率の特例の延長

中小企業者等の法人税の軽減税率の特例期限は2年間延長されます。

#### (4)中小企業投資促進税制の見直し

中小企業投資促進税制については、コインランドリー等を利用した節税を除外して2年間延長されます。

#### (5)中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特例

中小企業経営強化税制について、コインランドリー業(主要な事業であるものを除く)又は暗号資産マイニングを委託している場合などを除外して2年

間延長されます。

### 相続税・贈与税関係

#### (1)相続時精算課税制度の見直し

相続時精算課税適用者が、特定贈与者から贈与により取得した財産に係るその年分の贈与税については、従来の基礎控除とは別途、課税価格から基礎控除110万円を控除できることとなります。さらに、特定贈与者の死亡の際の相続税の課税価格に加算となる額は、基礎控除額を控除した残額とされます。

相続時精算課税適用者が特定贈与者から贈与により取得した一定の不動産について、災害等によって被害を受けた場合は、相続税の課税価格への加算となる価額は、贈与時の価額から被害を受けた部分に相当する額を控除した残額とされます。

2024年分の贈与から適用されます。

#### (2)生前贈与加算の期間の見直し

相続税の生前贈与加算される期間が、3年以内から7年以内に変更されます。なお、3年以内に贈与された財産以外については、財産の価額の合計額から100万円を控除した残額が課税価額に算入されます。

2024年以後贈与により取得する財産から適用されます。

#### (3)教育資金贈与の見直し

直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の非課税措置について、次の変更を加えて、適用期限が3年間延長されます。①贈与者の死亡に係る相続税の課税価格の合計額が5億円を超える場合は、常に課税対象とされます。②受贈者が30歳に達した場合等において、贈与税が課されるときは、一般税率が適用されます。③教育資金の範囲に、都道府県知事等から国家戦略特別区域内に所在する場合の外国の保育士資格を有する者の人員配置基準等の一定の基準を満たす旨の証明書の交付を受けた認可外保育施設に支払われる保育料等が加えられます。

2023年4月以後の教育資金について適用されます。

#### (4)結婚・子育て資金贈与の見直し

直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の非課税措置について、受贈者が50歳に達した場合等において、贈与税が課されるときは、一般税率が適用されることとした上で、適用期限が2年間延長されます。

2023年4月以後の贈与について適用されます。

### 所得税関係

#### (1)NISA制度の恒久化

NISA制度について、恒久化し、期限を撤廃しました。また、一般NISAとつみたてNISAを統合した上で、つみたて投資枠と成長投資枠が設けられます。なお、新NISA制度は2024年からとなり、2023年中は旧制度の適用となります。概要を比較すると次の通りです。

	つみたてNISA	一般NISA	新NISA
実施期間	2042年まで	2023年まで	2024年から恒久化
非課税保有期間	最大20年間	最大5年間	期限の制限なし
累計の非課税投資可能額	800万円	600万円	1,800万円 (内成長投資枠1,200万円)
年間投資可能額	40万円	120万円	つみたて投資枠120万円 成長投資枠240万円

ジュニアNISAは、2023年までで終了となります。新NISA制度は18歳以上が利用できます。

#### (2)極めて高い水準の所得に対する負担の適正化

基準所得金額から3億3千万円を控除した金額に22.5%の税率を乗じた金額が、その年分の基準所得税額を超える部分について、所得税を課税する制度が創設されます。

基準所得金額とは、その年分の所得税について申告不要制度を適用しないで計算した合計所得金額です。基準所得税額とは、その年分の基準所得金額に係る所得税の額です。なお、基準所得金額には、源泉分離課税の対象となる所得金額及びNISA制度で非課税となる額は含まれません。

2025年から適用されます。

#### (3)エンジェル税制の改正

エンジェル税制については、投資した金額について、その年の株式の譲渡所得から控除できる部分については従来通りですが、株式を売却した際に20億円まで課税されない仕組みとなります。従来は課税の繰り延べだったものが20億円の非課税枠を設けた形です。

#### (4)特定中小会社設立時発行株式に関する控除制度

特定の中小会社の設立時に払い込んだ金額について、その取得をした年の株式の譲渡所得から控除できる制度が創設されます。また、その株式を売却した際に20億円まで課税されない仕組みとなります。エンジェル税制との選択適用となります。

#### (5)ストックオプションの改正

ストックオプション税制の株式の権利行使時期が、付与決議の日から2年超かつ10年以内から、2年超かつ15年以内に延長されます。

### 消費税関係

#### (1)売上税額の2割で消費税を計算できる特例

免税事業者が登録申請した場合、インボイス制度導入後3年間は、8割の仕入税額控除が認められます。つまり、売上税額の2割だけを納税することになります。

#### (2)1万円未満にはインボイスを不要とする特例

基準期間の課税売上高1億円以下又は特定期間の課税売上高5千万円以下である事業者が、インボイス制度導入後6年間の課税仕入について支払対価が1万円未満である場合には、帳簿のみの保存で税額控除を認められます。

#### (3)適格返還請求書の交付義務の免除の特例

売上に係る対価の返還が税込み1万円未満の場合は、適格返還請求書の交付義務が免除されます。

事実上、振込手数料分の値引きに対する特例です。

#### (4)登録申請書の提出期限の変更

2022年10月1日から登録したい場合に、2022年3月末までに申請が必要という取り扱いが事実上なくなります。

### 国際課税

#### (1)グローバル・ミニマム課税への対応

特定多国籍企業グループ等に属する法人に対して、国際最低課税額に対する法人税を課税する仕組みを創設します。2024年4月以後開始する対象会計年度から適用されます。

#### (2)外国子会社合算税制等の見直し

外国子会社合算税制について、特定外国関係会社の税負担割合が27%以上(現行は30%以上)である場合には適用が免除されることとなります。2024年4月以後に開始する事業年度から適用されます。

#### (3)非居住者のカジノ所得の非課税制度の創設

非居住者の2027年から2031年までの間の課税所得については所得税を課さない取扱いが創設されます。

### 納税環境整備

電子帳簿保存制度に関して見直しを行います。①過少申告加算税の軽減対象となる優良な電子帳簿の範囲について明確化されます。2024年1月以後に申告期限等が到来する国税に適用されます。②スキャナ保存制度について、解像度、階調及び大きさに関する情報の保存要件は廃止されます。記録事項の入力者等に関する確認要件が廃止されます。相互関連性要件については、契約書・領収書等の重要書類に限定されます。2024年1月以後に保存が行われる国税関係書類に適用されます。③電子取引について、判定期間における売上高が5千万円以下である保存義務者と電磁的記録の出力書面を用意し、かつ電磁的記録を行う者については、検索要件の全てを不要とします。2024年1月以後に行う電子取引について適用されます。

### 防衛力強化に係る 財源確保のための税制措置

防衛力強化に係る財源確保のための税制措置として、2024年以降の適切な時期を施行時期として、2027年度までに段階的に実施されます。

①法人税額に対し、税率4～4.5%の付加税を課することとされます。ただし、課税標準となる法人税額から500万円が控除されます。②所得税額に対し、当分の間、税率1%の新たな付加税を課することとし、一方で、復興特別所得税の税率を1%引き下げるとともに、課税期間が延長されます。③たばこ税については、一本あたり3円の引上げが、段階的に実施されます。

☆記事内容についてのお問合せは…

TIS税理士法人  
税理士 飯田 聡一郎  
TEL: 03-5363-5958  
FAX: 03-5363-5449  
HP: <http://www.iida-office.jp/>

東京法人会連合会

## 国税職員採用募集

**Pride of the Specialist** ～公平な世の中を創る、志～

適正かつ公平な賦課及び徴収の実現を、我々と一緒に目指してみませんか？

国税職員は、国税局や税務署において、税務のスペシャリストとして法律・経済・会計等の専門知識を駆使して適正な課税を維持し、また、租税収入を確保するための事務を行います。

- ◆ 人事院国家公務員試験(採用NAVI)
- ◆ 採用関係お役立ちリンク集
- ◆ Web-TAX-TV



2023年度から新設！

各試験区分	国税専門官 (A区分)	国税専門官 (B区分)	税務職員	国税庁経験者 (国税調査官級) ※2022年度の実施状況
受験資格	1 1993(平成5)年4月2日～2002(平成14)年4月1日生まれのもの 2 2002(平成14)年4月2日以降生まれの者に次に掲げるもの イ 大学(短期大学を除く。以下同じ。)を卒業した者及び2024(令和6)年3月までに大学を卒業する見込みの者 ロ 人事院が上記イに掲げる者と同等の資格があると認める者	1 2023(令和5)年4月1日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない者(2020(令和2)年4月1日以降に卒業した者が該当する。)及び2024(令和6)年3月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者 2 人事院が上記1に掲げる者に準ずると認める者	1 2023(令和5)年4月1日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない者(2020(令和2)年4月1日以降に卒業した者が該当する。)及び2024(令和6)年3月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者 2 人事院が上記1に掲げる者に準ずると認める者	2022(令和4)年4月1日において、大学等(短期大学を除く。)を卒業した日又は大学院の課程等を修了した日のうち最も古い日から起算して8年を経過した者
申込期間	令和5年3月1日(水)9時～3月20日(月) [受信有効]	令和5年6月19日(月)9時～6月28日(水) [受信有効]	令和5年6月19日(月)9時～6月28日(水) [受信有効]	令和4年7月25日(月)9時～8月15日(月) [受信有効]
1次試験	令和5年6月4日(日)	令和5年9月3日(日)	令和5年9月3日(日)	令和4年10月2日(日)
試験科目	基礎能力試験(多肢選択式) 専門試験(多肢選択式) 専門試験(記述式)  【専門試験】 必須:民法、商法、会計学 選択:憲法・行政法、経済学、財政学、経営学、政治学・社会学・社会事情、英語、商業英語 記述:憲法、民法、経済学、会計学、社会学	基礎能力試験(多肢選択式) 適性試験(多肢選択式) 作文試験	基礎能力試験(多肢選択式) 適性試験(多肢選択式) 作文試験	基礎能力試験(多肢選択式) 経験論文試験
2次試験	令和5年6月30日(金)～7月14日(金) ※1次試験合格通知書で指定する日時	令和5年10月11日(水)～10月20日(金) ※1次試験合格通知書で指定する日時	令和5年10月11日(水)～10月20日(金) ※1次試験合格通知書で指定する日時	令和4年11月5日(土)、6日(日)、12日(土)又は13日(日)で指定する1日
3次試験	人物試験、身体検査	人物試験、身体検査	人物試験	令和4年12月上旬又は中旬で指定する1日 総合評価面接試験
合格発表	令和5年8月15日(火)	令和5年11月14日(火)	令和5年11月14日(火)	令和4年12月22日(木)

※ 国税庁経験者採用試験(国税調査官級)については、2022年度の実施状況を記載しています。  
2023年度の試験概要については、令和5年7月以降に人事院及び国税庁ホームページに掲載予定です。

## 事業者のみなさま、知っていますか？

### 消費税 インボイス制度

インボイスを交付するためにはインボイス発行事業者の登録申請が必要です！



## 都税だより

～転居等により、23区内の固定資産税・都市計画税(土地・家屋)の納税通知書送付先を変更される方へ～

### 固定資産税・都市計画税 納税通知書(土地・家屋)の送付先変更手続きはお済みですか？

住民票の変更手続きをされても、不動産登記簿上の所有者の住所を変更する登記手続きをされない場合、23区内の固定資産税・都市計画税(土地・家屋)の納税通知書の送付先は変更されません。登記手続きがお済みでない場合は、以下の送付先変更手続きをお願いいたします。

#### 【郵送の場合】

「固定資産税・都市計画税納税通知書送付先変更届」を土地・家屋の所在する区にある都税事務所に提出ください。

#### 【インターネットの場合】

「東京共同電子申請・届出サービスホームページ」からお手続きください。



主税局 HP 東京共同電子申請・届出サービス

- 上記手続きは、23区内の固定資産税及び都市計画税(土地・家屋)の納税通知書送付先住所を変更するためのものです。  
納税通知書の送付先住所以外を変更することはできませんので、ご注意ください。  
<変更できないもの(例)>納税通知書の名義人の氏名、不動産登記簿上の所有者の住所・氏名
- 海外へお引越しされる方は、納税管理人を定めてご申告いただく必要があります。

詳しくは、土地・家屋の所在する区にある都税事務所にお問い合わせください。

不動産登記簿の登記手続きにつきましては、東京法務局登記電話案内室(03-5318-0261)にお問い合わせください。



第1支部

支部長 近藤 俊彦さん

千住1～5丁目、千住仲町、千住河原町、千住橋戸町

Q. まずは簡単に自己紹介をお願い致します。

A. 第1支部長及び副会長を仰せつかっております近藤です。法人会に加入してから40数年青年部会から始まり、現在に至っております。仕事は旧日光街道沿い千住四丁目並びに五丁目

Q. 1支部の特徴は何でしょうか。

A. 江戸時代からの宿場街ですので、昔は旧家のおおだなの方々が多かったのですが、時代の変遷と共にその傾向が薄らぎ、統一性がなくなったと云うか、自由奔放になったと云うか、他の支部との格差が見受けられなくなりました。

Q. 支部活動の思い出を教えてください。

A. 20年程前は、鶴の一声で町会長なり街のお偉いさんの声がけで会員に強制的に入会頂いたので、ここ10数年の勧誘が考えられませんでした。故に他支部の会員増強のご尽力には頭の下がる思いです。

Q. 支部活動もしくは法人会全体的な活動において今後やりたいことなどはありますか。

A. 時代の流れと共に、会員の方々の要望も日々刻々と変化しています。皆様のニーズにあった動きをする為にも、役員の為の会ではなく、会員の為の法人会とする事を望みます。法人会は東商でもロータリーでもライオンズクラブでもありません。それぞれの団体と手を携えながらも、法人会として独自の運営をしていく事を望みます。何故なら、法人会は税を学び考える団体ですから！

Q. 最後に皆様にメッセージをお願いします。

A. 本部、支部、委員会何のつながりでも結構です。まずは催しに参加して、そして多くの仲間、取引先、友人を作ってください。さらに自然と会合に行きたくなるような会に育てる努力を我々は、していく事を誓います。



社名にも瓦が使われている



Q. この東和の土地は瓦造りに適しているのでしょうか。

A. 中川、荒川の扇状地のため荒木田土ですね。私の親に聞いた話ですが、戦後間もなくアメリカ軍の兵舎の屋根に瓦が必要ということで、この土地で造った瓦を牛車で四谷まで運び使用した実績もあります。

※荒木田土：河川敷などの下層でみられる粘土質の土のこと(コトバンクより引用)

Q. お仕事において、大切にしていること、心掛けていることは何でしょうか。

A. 好きでこの仕事をしていることもあり、常に学ぶ姿勢を持つことを心掛けております。趣味の面もありますが、京都・奈良などの神社仏閣に行き瓦葺きを見て回り、自分の見聞を深めてました。

Q. 瓦を使用するメリット、魅力は何でしょうか。

A. 最大のメリットは耐久性にあるかと思えます。よく耐久年数について聞かれますが、奈良県にある興福寺は1300年、京都の東、西、本願寺は250年とずっと同じ瓦を使っています。今の住宅の屋根とは比べ物にならない耐久性が分かりますよね(笑)

魅力としては、瓦には美しさがあると感じます。瓦の「線」は何とも言えない美を感じますね。瓦を真っ直ぐ配置しても実際にはそう見えない所が魅力の1つですので皆さまも神社やお寺に行った際はぜひ見てみてください。

Q. プライベートについてお聞きしますが、趣味は何ですか。

A. 観光と今はやってないですが18歳～40歳ぐらいまで映画(ドラマ)制作をしてました。

学校の演劇の先生と知り合って、そのの学生さんに役者として出してもらいました。演劇の学生さんということもあり、基礎がしっかりできてましたので非常に撮りやすかったですね。あと私が作った作品が新聞に2、3回取り上げられたことやラジオ番組の取材が来たこともありましたね(笑)

Q. 7支部の特徴は何でしょうか。

加入率が低い点が残念です。ここ数年はコロナで活動がかなり制限されておりますが、支部会員同士の繋がりはかなり深いと思えます。

Q. 支部活動もしくは法人会全体的な活動において今後やりたいことなどはありますか。

A. コロナが終息してからの話にはなっていますが、会員に還元できる行事をしたいと思えます。

Q. 最後に皆様にメッセージをお願いします。

A. 13支部長の菊地様も仰ってましたが、会社設立=法人会に入会するという流れが出来ればと思えます。



金箔を使用し製造した瓦



馬場支部長へのインタビューの内容(どんなドラマか気になる方は)を足立法人会YouTubeチャンネルにて配信しています。こちらのQRコードからご覧ください。





～春を迎え、生活も大きく転換していきます～

10年に一度の寒気が日本中を襲った1月、行動制限が解かれ5月以降にマスクなしの日常がかえってくると報じられた2月を超えて、気持ちを切り替え新しい秩序の準備をする3月がやって来ました。日本では旧暦3月を弥生と呼び、年度替わりの時期でもあり、卒業、送別、人事異動、春休み、新生活で何かと忙しい時期でもあります。

～不条理こそが人を育てる？～

社会人としてスタートする若者にとっては、まだ知らぬ世界への第一歩を迎える時期で、今までの道理が通らない事に不条理を感じる人もいるのではないのでしょうか。とかく世の中に不条理は蔓延しており、令和5年にスタートしたNHK大河ドラマ「どうする家康」でも、様々な不条理が徳川家康の行先に待ち構えています。織田信長には正室と長男を自死に追い込まれ、豊臣秀吉には領地替えて当時未開の地であった江戸に転地を強要されます。どちらも拒めば大きな争いが起きた事でしょう。時の権力者から見れば、無理を強いて反応を見ようという思いもあったのではないかと考えられますが、徳川家康は文句一つ言わずそれを受け入れ家名を存続させていきます。

心理学的にみると、耐え難い苦難を強いられた時にどの様に心の中を整理していくかが大事なんだと聞いた事がありました。大きく反発をすれば、どうみても軋轢を生み出し、揉め事を回避することは出来ないところを、耐え難き苦難を不条理と思ってしまう事が、実はポジティブな回避のやり方であるという事を知ってか知らずか徳川家康は実践して時代を切り拓いた事は間違いありません。

ちょっと硬い話になりましたが、この不条理が笑いに変換される瞬間があるという事が今回のテーマとなっています。

～落語の中の不条理の代表、二話～

実は落語にとっても不条理な演題が二つありまして、今より情報の少ない時代にその落語を聴いた観客はどれほどの驚きを持ってどう受け入れたのか、どう笑ったのか想像するだけで何か心踊る気持ちを抑える事が出来ません。

それを代表する落語が「粗忽長屋」と「あたま山」の二席です。「粗忽長屋」はタイトルに粗忽とある様にそそかしい男の物語で、これでもかというぐらいに物事を言い間違え、聞き間違え、勘違いをするというこんな物語です。

～落語「粗忽長屋」～

浅草の観音様辺りを通りかかった八五郎が人だかりに出くわす。分け入って話を聞いてみると行き倒れだという。どこの誰かもわからないので通行人に順番に顔を見せていた。自分も見ると、どこか知り合いの熊五郎に似ていると言いつつ。知ってるなら身内に知らせてくれと言われると、今から本人をここに連れてくると言い自分の長屋に戻ってしまう。長屋に戻って熊に浅草の観音様の近くで死んでいた事を告げると、「そんな心持ちはしない」と言われるが、「お前はそそかしいから気が付かないだけだ」と言って、熊を連れて浅草まで死体を引き取りに連れ出します。浅草に着いて死体を見た熊が「間違いなく自分だ」と言い出し、引き取ろうと運び出すのが皆に止められる。最後に熊が自分の死体を抱きながら「どうにもわからなくなった」と言い出すと、八五郎が「何がわからないんだ」と聞くと「抱いてる俺は確かに俺だが、抱かれている俺ははいつたい誰なんだ」

とサゲがつきます。

なんとも荒唐無稽で不条理な物語ですが、これを話術で聞き手に疑問を抱かせない様に持っていく技術の求められる落語です。それともう一つの不条理な落語がこれからの季節にぴったりな「あたま山」という噺です。

～落語「あたま山」～

ケチで不精なある男が、立派に実ったさくらんぼを見つけて種ごとたらふく食べてしまいます。しばらくすると、自分の頭の頂点に異変を感じ、何かと思ったら木の芽が生えてきました。それを放っておくといずれその芽は、どんどん伸びて大きな桜の木になってしまいます。これに気づいた近所の人達はその桜の木の根元に登って花見をし始めます。その木を「あたま山」と名付けると、花見の客はどんどん増えて賑やかになるばかり。面倒くさくなりましたこの男は、自分の頭の木を抜いてしまいますが、不精者でそのままにしていたら、木を抜いた頭の穴に水が溜まりだします。今度は近所の人たちがそこに船を浮かべて、釣りや船遊びに興じる様になり、騒ぎは収まりません。思い悩んだこの男、最後には自分の頭の池に身を投げて死んでしまいました。

この噺は人の語りで聴くよりも、文字で見た方が理解がしやすいという難解な噺で、今はほとんどやり手のない落語となりましたが、2002年に短編映画化され、第75回アカデミーでノミネートされた他、世界の23の映画賞で

落語のおもしろ講座

【あたま山】  
サクラんぼを種ごと食べたなら、頭から桜の木が生えてきて、花見客でこった返すという奇天烈な噺。



駿菊師匠のいろいろな所作をカラージュしました。5年半連載ありがとうございました。また笑顔でお会いいたしましょう！  
(おもしろ講座、文・写真 柳)

受賞や入賞を果たしました。日本の生んだ不条理な物語が世界中で注目されたのでした。落語には著作権がないので、この先にも埋もれた落語が違う表現手段で刮目される事もあるのかも知れないですね。夢のある出来事でした。

～御礼にかえて～

平成29年11月から33回にわたって連載させていただきました「らくご聴く吐く」でしたが今回の掲載をもって卒業させていただく事になりました。平成から令和へと年号が替わり、コロナウィスルの蔓延で社会活動にも支障をきたす時期を乗り越え、いよいよ5月8日からは新しい秩序の中、日本がアフターコロナの時代を歩むちょうど転換期となりました。私自身もここから落語に腰を据えて取り掛かるいい時期だったので、この間に貯めた経験を落語に活かして、自身の『芸』の仕上げに掛かろうと思っております。

今年は4月に九州へ、夏には東北へと笑いを届ける旅を再開する予定です。

長きに渡り私の駄文にお付き合いいただきました足立法人会会員の皆様、そしてこの連載に際しお手伝い、アドバイスいただきましたスタッフの皆様にも改めて御礼申し上げます。

またどこかの落語会でお会いしましょう。

**日時：3月15日(水)19時開演**  
**場所：浜作もんじゃ会館**  
**料金：前売1,200円 当日1,500円**  
当冊子をご持参の方は1,200円でご入場いただけます。

## 説明会・研修会等ご案内

### 〈月例研修会〉◎法人税を学ぶセミナー

開催日	時間	会場	テーマ
令和5年3月7日(火)	10:00~12:00	足立法人会館 3階会議室	法人税の計算 別表作成②
令和5年3月8日(水)	13:30~15:30		
令和5年4月6日(木)	10:00~12:00		インボイス制度 これから始まる インボイス制度について
令和5年4月7日(金)	13:30~15:30		

月例研修会参加費無料（初回のみ、テキスト代として会員2,000円、一般参加者3,000円の負担あり）

### 〈決算法人説明会〉◎決算を前にした会社のために

開催日	時間	会場	対象
令和5年3月16日(木)	13:30~15:30	シアター1010アトリエ	3月決算法人
令和5年4月19日(水)		足立法人会館3階会議室	4月決算法人

### 〈新設法人説明会〉◎新しく会社を設立した方は

開催日	時間	会場	対象
令和5年4月21日(金)	13:30~16:00	足立法人会館3階会議室	新設法人

※足立法人会館 3階会議室 住所：足立区千住中居町25-7 TEL.03-3881-0326  
 ※シアター1010アトリエ 住所：足立区千住3-92 階ミッドビル11F TEL.03-5244-1010

※新型コロナウイルスの感染状況によっては中止となる場合がございます。  
 中止の場合にはホームページ上でご案内しますので、ご確認をお願いいたします。  
 来年度もインボイス制度説明会を予定しております。どうぞよろしくお願いいたします。

## 厚生委員会

## チャリティ募金を足立区へ寄贈

昨年11月9日に行われた第41回チャリティゴルフ大会において参加者からお預かりしたチャリティ募金81,000円を1月25日新年賀詞交歓会の席上、足立区教育委員会の大山日出夫教育長へ育英資金として手渡されました。



右 山田厚生委員長から、左 大山教育長へ寄贈



チャリティゴルフは会員相互の親睦だけでなく、寄附による地域貢献活動も大きな目的となっております。

皆様のご協力を感謝申し上げるとともに、次回開催時にも多くのご参加をいただけますようよろしくお願いいたします。

(厚生委員長 山田昌三)

## 健康を応援する 第117回

### 『5類になったら自律せよ』

葛飾健診センター長

吉原 一郎 先生

～Dr.クラとIさんの健康小話～

- Iさん:** わ～い、5月にコロナの分類が変わりますね～  
 我慢していた飲み会もできるし、旅行行って食べ歩きしようっと。
- Dr.クラ:** 良いことばかりではないよ。自由と引き換えに自分自身でコロナ感染症に責任を持ってくださいという意味があるんだよ。
- Iさん:** どきっ (汗)
- Dr.クラ:** 例えば当面ワクチン費用は国費としても、治療費など国負担から自己負担に移行していくだろう。
- Iさん:** タダから有料は嫌な気持ちですね。
- Dr.クラ:** ウイルスが5月8日から優くなるわけではないし、第9波以降の流行の波は必ず来るよ。マスクは自分が感染しないためだけでなく誰かを感染させないためにするものと考えて高齢者のいるところ、密接、密集、密閉など状況に応じて『自分でつける、つけない』の判断をする必要がある。
- Iさん:** なんか大変そう (汗)
- Dr.クラ:** 職場でも人によっては隣の人がマスクしていないので気になって仕事に集中できないって悩みがでてくるかもしれないよ。換気と距離と消毒が感染対策のポイントだから会社としては社員の座席配置、換気などの作業環境について今まで以上に注意をはらっていかないとね。会社も個人も自律型の感染対策が求められるんだ。
- Iさん:** むしろ大変そう (汗)
- Dr.クラ:** Iさんはずっと好きなようにやってきたからある意味自律型だね。
- Iさん:** 絶対ほめられてませんよね (涙)

## 法人会会報の折込チラシ制度で あなたの会社をPRしてみませんか？

〈会報誌「あだち」(奇数月発行)への折込チラシ封入〉

- ★ 発行部数 3,000部
  - ★ 広告サイズ A4 統一
  - ★ 会員価格 1枚 20,000円(税別)
  - (非会員価格 1枚 30,000円(税別))
  - 2枚目以降 1枚 10,000円(税別)
  - ★ 配布地域 足立税務署管内の法人会会員企業(一部管外地域を含む)
- ※ 折込チラシの内容については申し込み前に確認をさせていただきます



〈ご依頼からの流れ〉

1. お見積書・広告折込依頼書をお送りいたします
2. 広告折込依頼書に記入してお申込みください
3. 依頼書受付後、配布地域別件数表をお送りいたします
4. 配布地域別件数表の通り、封筒に入れて仕分けをお願いします
5. 発行月の前月15日までに納品をお願いします
6. 会報発送完了後、ご請求申し上げます



[問い合わせ先] 公益社団法人 足立法人会 事務局 TEL:03-3881-0326

3月のテーマ「インボイス」に多数のお申し込み有り難うございました。広報委員会・選者で厳選した結果、以下の5作品に決まりました。次回も奮ってご参加下さい。

**手間かかり 誰が得する インボイス** (知らんけど)

制度導入では、納税者が得るのでなければ意味がないでしょう。手間はかかっても、必ず納税者が相応の得するようになっていく？

**簡単に 理解したいな インボイス** (ムハ)

簡単に理解できれば、制度の利点が鮮明になるはず。そのための導入の説明が簡単で難しくないことが大事です。最初が肝心。

**納めるが 分かりやすく して欲しい** (節税者)

問題は、導入の目的が何か。納税者への利点があるかが明解になれば協力しますという句です。是非、当局にわかりやすくお願いです。

**納税者が 分かりやすい 税にして** (怒り新党)

税の仕組みは難しいものというのが一般です。分かり易く、簡単な仕組みと手続きが必須条件です。反対に説明には十分時間をかけて。

**預り金 伝えるための インボイス** (イルカ)

制度の目的を簡単に言えば、こういう事なのです。預り金とは何か？それが分れば、最初は手数でも、後は事務が簡略化されます。

### 『総評』

選者の私は、最初よく分かりませんでした。事業者ではありません。せんし、年金生活者には無縁の制度と思っていました。でも、事業家の皆さんには、日頃お世話になってますし、皆さんがいてこそ私のような人間が安心して暮らしていきけると理解しています。仕事如山積みして忙しい中で皆さん大変でしょうが、ペーパーレスという目的にも叶った新制度(適格請求書等保存方式)の目的と利点をご理解頂き、スムーズに導入できるのを願っています。

適格な消費税知る インボイス (藤袴)



※句掲載の方には、クオカード(一、〇〇〇円分)を差し上げます。

お一人様、二句まで、ハガキ又は、FAXで投句

締切 三月三十一日(金)まで  
投句先 〒二二〇一〇三五

足立区千住中居町二十五―七  
電話 三八八一―〇三二六  
FAX 三八七九―三五四〇  
(公社)足立法人会 川柳係へ  
お寄せください。

### 〈選者・コメンテーター紹介〉

秋庭 隆 (あきは・たかし)  
戦後18年間、足立区に居住。現在、「東海道ネットワークの会21」顧問(藤沢市在住)。

### 納税にはダイレクト納付が便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出した預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

e-Taxを利用して 所得税及び復興特別所得税の申告をするとこんなメリットが!

添付書類の提出省略 還付がスピーディー

法人会は会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。

法人会 e-Tax 検索 www.e-tax.nta.go.jp

### あしがき

厳しい寒さが少しずつ和らいてくる季節になりました。公私ともに色々なことが、電子化の方向に向かっています。今月号の川柳のお題は「インボイス」、難しいお題でしたね。電子機器に負けずに、次回のお題今日から頭をひねって、皆様の楽しい投稿をお待ちしています。

(岩村広報委員)

公益社団法人  
足立法人会報  
第282号 (通巻344)  
令和5年3月1日発行  
発行所  
公益社団法人 足立法人会  
足立区千住中居町25-7  
電話 (3881) 0326  
メールアドレス  
koueki@adachi-houjinkai.or.jp  
編集人  
広報委員会